

令和8年度新宿御苑トラック（ダンプ車）の交換購入一式 仕様書

この仕様書は、環境省自然環境局新宿御苑管理事務所が交換購入するトラックに適用するもので、納入車両は下記に定める性能、諸元、各構造その他を満足し、操縦性が良好であって、且つ十分な耐久性のあるものとする。

1. 交換購入により取得しようとする車種（新車 未登録車に限る）

(1) 品名及び数量

普通自動車 ダンプ車（キャブオーバー型） 2台

(2) 適合法令

納入予定の車両については、次の法令等に適合していること。

- ・道路運送車両法（昭和26年運輸省令第185号）
- ・道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

(3) 環境対応

- ・令和7年度燃費基準+10%達成に適合していることが望ましい
- ・令和7年排出ガス規制に適合していることが望ましい
- ・令和7年騒音規制に適合していることが望ましい

(4) 主要諸元

- ・乗車定員：3人
- ・燃料：軽油
- ・排気量：2.9L以上
- ・駆動：4WD
- ・最大出力：100kW以上（130ps以上）
- ・重量車モード燃費基準値：12.90km/L以上
- ・トランスミッション：オートマチック式（AT）
- ・キャビン、ボディー塗装：メーカー標準の白色

(5) ダンプ仕様

- ・最大積載量：1.9トン超2トン以下
- ・車両全長：4700mm以下（標準ボディ）
- ・車両全幅：1700mm以下（標準キャブ）
- ・車両全高：2000mm以下（標準キャブ）
- ・床面地上高：900mm以下（低床タイプ・フルフラットロー）
- ・三方開

- ・後固定柱無し
- ・煽り上開き（リアピン） 工作あり

(6) 装備仕様

ここに指定が無くても、通常、標準装備としているものは装備すること。

- ・LEDヘッドランプ
- ・電動格納ミラー（運転席、助手席）
- ・電動パワーステアリング（前後・上下調整機能付右ハンドル）
- ・ビニールシート座席
- ・パワーウインドウ
- ・集中ドアロック
- ・時計付AM/FMラジオ
- ・SRSエアバック（運転席、助手席）
- ・バックブザー（ON/OFF切り替え）
- ・ABS
- ・排気ブレーキ
- ・キャブサスペンション
- ・ドアバイザー
- ・バックカメラ
- ・ラバーマット
- ・前方ドライブレコーダー（フルHD画質以上・記録媒体付き（128GB以上））
- ・ETC2.0載機
- ・スペアキー2個（1台につきマスター1個とスペア2個 合計3個/台）

(7) その他

納入にあたっては、車体の見えやすいところ4カ所に「環境省」もしくは「新宿御苑管理事務所」のロゴマークの記入（シール可）をすること。なお、記入場所、色及び寸法等の仕様は環境省担当官の指示に従うこと。

2. 交換購入により引き渡すトラック

(1) 引き渡すトラックの情報

①いすゞ小型貨物自家用キャブオーバ（リフトゲート付） 形式KR-NHS69A 1台
最大積載量 1250kg 平成17年11月登録（練馬400つ4967）

②いすゞ小型貨物自家用ダンプ 形式PB-NKS81AN 1台
最大積載量 2000kg 平成18年3月登録（練馬400つ7354）

(2) 引き渡し場所

東京都新宿区内藤町1-1 新宿御苑 管理ヤード内 庭園倉庫

(3) その他

現状渡し



転売等を行う際は車体の「環境省」等のロゴマークを消去すること。

3. 検査

検査は形状、外観、寸法、組立状況及び適当な作業試験を行うものとする。

なお、環境省担当官が必要と認めた場合には、前記以外の追加を求めることがある。

4. 品質保証

納入日から、天災その他不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失による場合を除き、12ヶ月以内に納入された車両に瑕疵のあることが発見されたときは、受注者は、発注者の請求により、他の良品と引き替え、若しくは修理し、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。なお、品質に瑕疵があった場合の引き取り、引き替え、修理等で生じる輸送料及び輸送に必要な費用については、受注者側で負担すること。

5. 提出書類の言語の指定

日本語による取扱説明書等

6. 納入場所

東京都新宿区内藤町1-1 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所（管理ヤード内 車庫）

7. 納入期限

令和9年3月31日（水）まで

8. その他

(1) 諸経費等の負担

①発注者は、納入される車両に係る次の費用を別途負担するものとする。ただし、経費は納入者が立替えるものとし、後日、その領収書を添えて発注者に別途請求するものとする。

- ・自動車税
- ・自動車重量税

- ・自動車損害賠償責任保険料
- ・自動車リサイクル料金

なお、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の登録に関しては、24箇月分とする。

②受注者は、納入する車両に係る次の費用を負担するものとする。

- ・新車登録手続きに要する費用
- ・納入場所までの納入に要する費用
- ・交換対象車の引き取りに要する費用

(2) 処分について

- ① 交換対象車を自動車リサイクル法第2条第2項において定義された使用済自動車（以下「使用済自動車」という。）として再資源化する場合は、自動車リサイクル法及び関係する政令、条例に従い適切に処分するとともにその処分内容について、書面をもって環境省担当官に報告することとする。
- ② 交換対象車を使用済自動車として再資源化しない場合は、その処分方法（中古利用等）を発注者に書面をもって報告の上、発注者が預託している自動車リサイクル料金については、環境省担当官の指示に従い国庫へ納入することとする。

(3) 購入車両に関して、部品の供給、アフターサービス等を迅速に行えるサービス拠点多くあること。

(4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(参考)「環境省」及び「環境省新宿御苑管理事務所」ロゴマークの記入イメージ

